電力設備（整流装置）	1　設備量の算定 ⑴　交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、整流装置１系統当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置系統数とする。この場合において、中継交換機が設置される局については、当該局に設置される中継交換機関連設備（中継交換機、信号用中継交換機、伝送装置（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、無線伝送装置（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、衛星通信設備（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）、中間中継伝送装置（加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの）及びクロック供給装置（中継交換機、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るもの））の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備（整流装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの）の所要電流値の合計を算定し、それぞれの所要電流値の合計を、整流装置１系統当たり最大電流で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のそれぞれの整流装置系統数とする。 ⑵　交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、⑴で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器１ユニット当たり最大電流値で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）に１を加えたものを、当該局の整流器１系統当たりユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流器１系統当たりユニット数を上記の方法により算定する。 ⑶　⑵で算定した整流装置１系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置１系統当たり増設架数とする。この場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置１系統当たり増設架数を上記の方法により算定する。 ⑷　⑴で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、⑵で算定した整流装置１系統当たりユニット数に⑴で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、⑶で算定した整流装置１系統当たり増設架数に⑴で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数と